

四日市市告示第 441 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 8月 6日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第1保管場所 四日市市安島一丁目地内
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成30年6月4日	垂坂町 地内	1 台
平成30年6月5日	八王子町 地内	1 台
平成30年6月5日	石塚町 地内	1 台
平成30年6月5日	松本一丁目 地内	1 台
平成30年6月11日	笹川四丁目 地内	1 台
平成30年6月18日	日永西一丁目 地内	1 台
平成30年6月19日	笹川八丁目 地内	1 台
平成30年6月19日	堂ヶ山町 地内	1 台
平成30年6月20日	大字松本 地内	1 台
平成30年6月20日	日永二丁目 地内	1 台
平成30年6月21日	萱生町 地内	1 台
平成30年6月21日	尾上町 地内	1 台
合 計		12 台